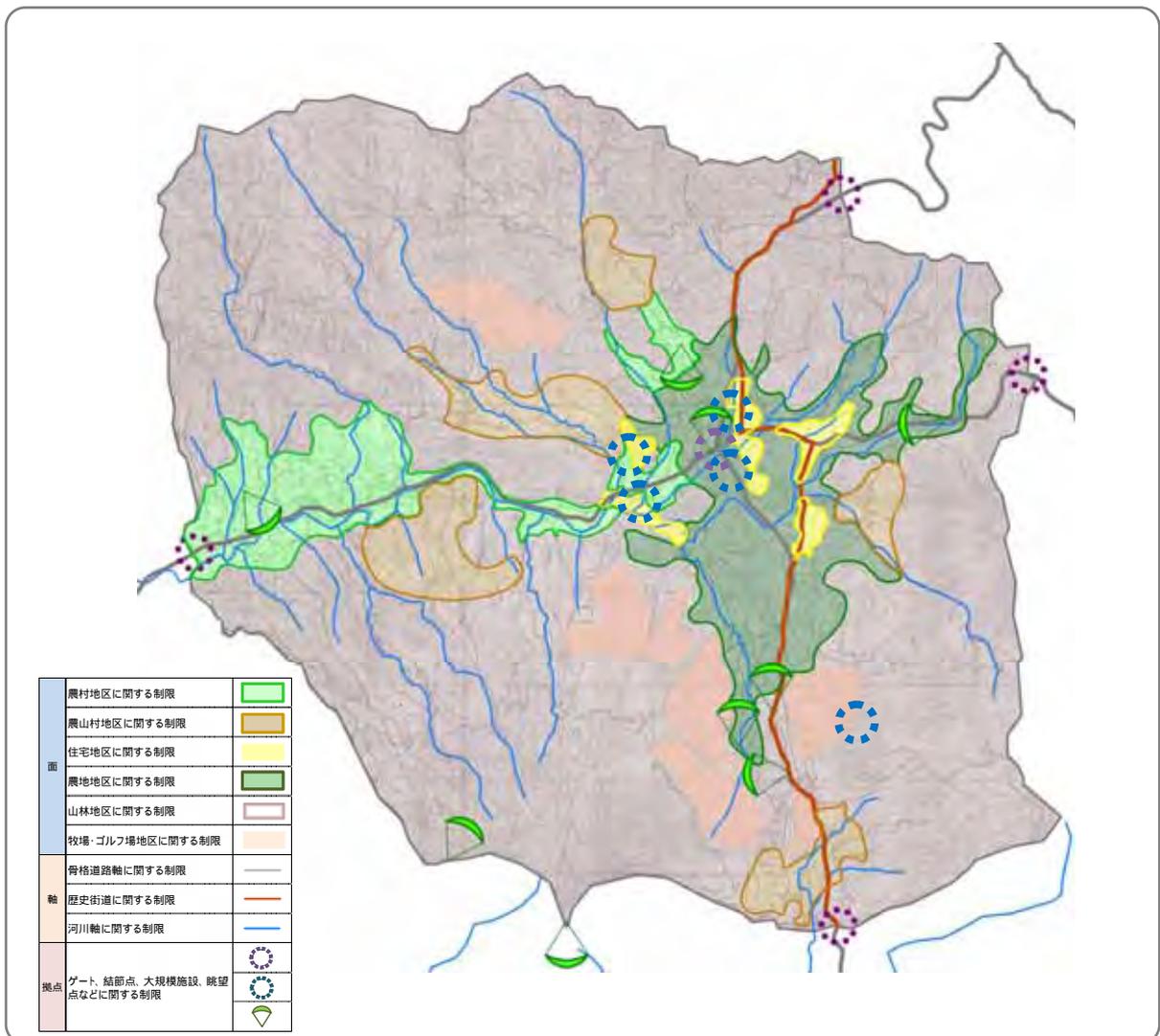


第3章 良好な景観の形成のための制限に関する事項

3-1 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

1 行為の制限に関する事項

「良好な景観の形成に関する方針」を実現するため、各景観類型別に行為の制限を定めます。景観の質を向上していくことを目的とします。



【景観類型別行為の制限に関する事項一覧】

記述内容	構造区分						軸		拠点	
	農村地区	農山村地区	住宅地区	農地地区	山林地区	牧場・ゴルフ場地区	道路軸	河川軸	ゲート、結節点、大規模施設、眺望点など	
建築物の形態・意匠・色彩	農地の転用を伴わない住居の建築とする。									
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、まちなみに配慮する。									
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。									
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、遠景の障害要因にならないよう配慮する。									
	建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置はまちなみ及び自然景観に配慮する。									
	建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。									
	屋根の形状は、勾配屋根にする。									
	屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。									
	屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。									
	新田、本宿における（住居併用含む）商業施設等の店先は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。									
工物の制限	工作物は高さ10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。									
	工作物の高さは、遠景の障害要因にならないよう配慮する。									
	工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。									
	道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。									
	河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。									
	広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。									
	擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。									
	電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。									
	携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。									
	河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。									
色	河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。									
	原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。									
	原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。									
	新田、本宿における工作物は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。									
	新田、本宿における電柱等は、歴史性に配慮しに目立たない位置に設置する。また、既設の電柱等についても同様とする。									
	屋外広告物	大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。								
		看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。								
		看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。								
		学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。								
	その他	農地、住宅地及び森林地の適正な土地利用を誘導する。								
住宅地に純化した適正な土地利用を誘導する。										
森林機能を保全するため、森林地として適正な土地利用を誘導する。										
屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。										
大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。										
産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。										
ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形態・意匠にする。また、収集方法の工夫等も検討する。										
木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。										
小屋・空き家等の放置がないよう努める										
敷地・外溝部の植栽について配慮する。										
道路沿道空間は、緑化を推進する。										

農村地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ 10m 以下又は延べ面積が 1,000 m²以下とし、壁面の位置は、<u>まちなみ</u>に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、<u>勾配屋根にする</u>。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが 10m 以下又は築造面積が 1,000 m²以下のものとする。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが 8m 以下又は表示面積が 8 m²以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが 5m 以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが 15m 以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが 15m 以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。 ・学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、<u>下向きとする</u>。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が 1,000 m²以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが 5m 以下かつ長さが 10m 以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を 60 日以下、高さが 3m 以下又は堆積の用に供される土地の面積が 200 m²以下のものとする。 ・ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形態・意匠にする。また、収集方法の工夫等も検討する。 ・木竹の伐採は面積が 300 m²以下とする。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。
 下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

農山村地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、勾配屋根にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形態・意匠にする。また、収集方法の工夫等も検討する。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。 ・小屋・空き家等の<u>放置がないよう努める。</u>

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。

下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

住宅地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、<u>まちなみに配慮する。</u> ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、<u>勾配屋根にする。</u> ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。 ・<u>新田、本宿における（住居併用含む）商業施設等の店先は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。</u>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・<u>河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。</u> ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。 ・<u>新田、本宿における工作物は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。</u> ・<u>新田、本宿における電柱等は、歴史性に配慮しに目立たない位置に設置する。また、既設の電柱等についても同様とする。</u>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。特に新田、本宿における屋外広告物は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。 ・学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>住宅地に純化した適正な土地利用を誘導する。</u> ・<u>屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。</u> ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形態・意匠にする。また、収集方法の工夫等も検討する。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。 ・<u>敷地・外溝部の植栽について配慮する。</u>

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。

下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

農地地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ 10m 以下又は延べ面積が 1,000 m²以下とし、壁面の位置は、<u>まちなみ</u>に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、<u>勾配屋根</u>にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが 10m 以下又は築造面積が 1,000 m²以下のものとする。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、<u>緑化</u>または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、<u>安全性</u>を確保しつつ、<u>長大のり面</u>を制限する。 ・河川護岸は、<u>安全性</u>を確保しつつ、<u>親水性</u>、<u>生物多様性</u>等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが 8m 以下又は表示面積が 8 m²以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが 5m 以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが 15m 以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが 15m 以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。特に日本ロマンチック街道（国道 145 号）や、旧三国街道（主要地方道渋川下新田線）沿道は、景観に十分配慮した形状・色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大規模な看板</u>、<u>ネオン等の装飾</u>は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。 ・学校等の文教厚生施設周辺には、<u>遊戯施設</u>、<u>風俗施設</u>等の内容を制限する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）</u>は、<u>下向き</u>とする。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が 1,000 m²以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが 5m 以下かつ長さが 10m 以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を 60 日以下、高さが 3m 以下又は堆積の用に供される土地の面積が 200 m²以下のものとする。 ・ゴミ置き場等の付属施設は、<u>周辺景観と調和した形態・意匠</u>にする。また、<u>収集方法の工夫</u>等も検討する。 ・木竹の伐採は面積が 300 m²以下とする。 ・<u>道路沿道空間</u>は、<u>緑化</u>を推進する。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。

下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

山林地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、勾配屋根にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物の高さは、遠景の障害要因にならないよう配慮する。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>森林機能を保全するため、森林地として適正な土地利用を誘導する。</u> ・<u>屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。</u> ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・<u>小屋・空き家等の放置がないよう努める。</u> ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。
下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

牧場・ゴルフ場地区に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、勾配屋根にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。特に「たかやま高原牧場」における森林内は、周辺の自然に十分配慮した形状・色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物の高さは、遠景の障害要因にならないよう配慮する。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。特に「たかやま高原牧場」における森林内は、周辺の自然に十分配慮した形状・色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。特に「たかやま高原牧場」における森林内は、周辺の自然に十分配慮した形状・色彩にする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。

下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

道路軸に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、<u>遠景の阻害要因にならないよう配慮する</u>。特に主要地方道渋川下新田線の沿道は、建築物の設置、高さ制限、壁面の位置を制限する。 ・<u>建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する</u>。 ・<u>屋根の形状は、勾配屋根にする</u>。 ・<u>屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする</u>。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物の高さは、遠景の阻害要因にならないよう配慮する。特に主要地方道渋川下新田線の沿道は、工作物の設置、高さ制限、壁面の位置を制限する。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。特に日本ロマンチック街道（国道145号）や、旧三国街道（主要地方道渋川下新田線）沿道は、景観に十分配慮する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする</u>。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。 ・学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする</u>。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。 ・<u>道路沿道空間は、緑化を推進する</u>。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。
 下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

河川軸に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、勾配屋根にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。 ・学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。

下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

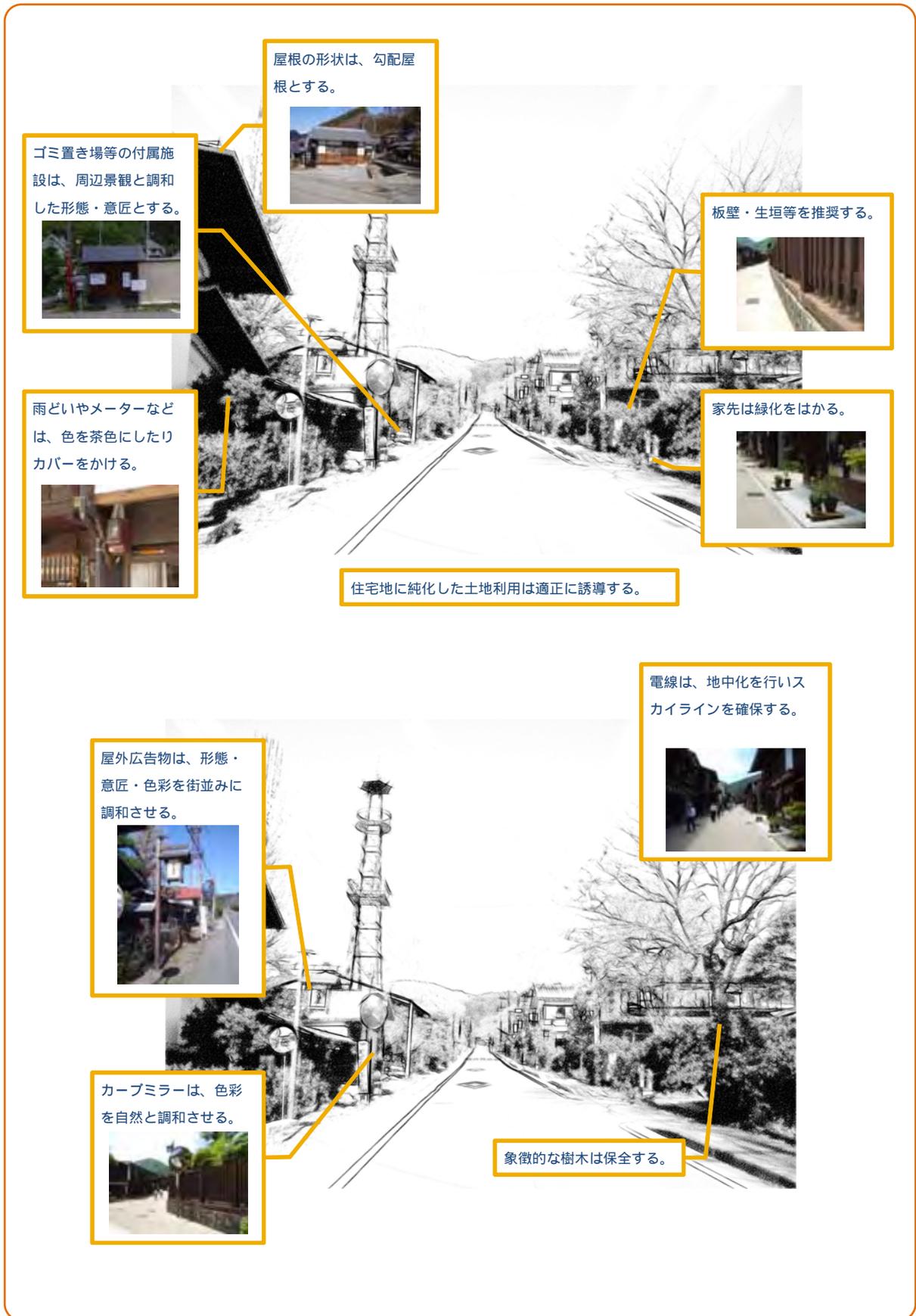
拠点に関する行為の制限

行為の制限に関する事項を定めます。

項目	制限内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用を伴わない住居の建築とする。 ・建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置はまちなみ及び自然景観に配慮する。特に眺望点となる中山峠の沿道は、建築物の設置、高さ制限、壁面の位置を制限する。 ・建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。 ・屋根の形状は、勾配屋根にする。 ・屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。特に大規模な公共施設は、形状・色彩に配慮する。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。 ・工作物の高さは、遠景の障害要因にならないよう配慮する。特に眺望点となる中山峠の沿道は、工作物の設置、高さ制限、壁面の位置を制限する。 ・工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。 ・道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。 ・河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。 ・広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。 ・擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。 ・電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。 ・携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。 ・原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。 ・看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。特に「ゲート」「結節点」は、村の玄関口、交流拠点として周辺の自然に十分配慮した形状・色彩にする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。 ・大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。 ・産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。 ・木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。

青字で記載されている項目は、全ての類型で共通の内容となっています。
 下線部は、各類型における特徴的な内容となっています。

3 行為の制限のイメージ（新田地区を参考にした例）



行為の制限のイメージ（中山峠付近を参考にした例）

